

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

愛媛県立宇和島東高等学校（定時制）

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、校内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会（定時制）で基準該当者を選考し、給付奨学生採用候補者選考委員会（全日制）に諮った上で、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

(1) 人物について

以下の全てに該当すること。

- ①進学の目的が明確で、希望する進学先および将来への展望がある。
- ②出席状況が良好で、校則を遵守し、生徒としてふさわしい学校生活を送っている。
- ③学校行事等において、他の生徒と協力するなど十分な協調性を備えている。

(2) 健康について

以下のいずれかに該当すること。

- ①定期または臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。
- ②心身に障害や疾病がある場合であっても、修学に耐えられると見込まれる。

(3) 学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等は③に該当すること）。

- ①2年生までの評定平均値が、4.7以上であること。
- ②2年生までの評定平均値が、3.8以上であり、ア～ウのいずれかに該当すること。
 - ア 部活動を含む課外活動に積極的に参加し、具体的な成果が認められる。
 - イ 生徒会役員等を経験し、具体的な成果が認められる。

ウ ボランティア等の地域活動に積極的に参加し、具体的な成果が認められる。

③ 2年生までの評定平均値が3.5以上であり、進学先での学習に対する意欲が認められる。

(4) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

① 市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申し込み年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）。

② 生活保護を受給していること（奨学金申し込み日現在において保護費を受給していること）。

③ 以下の施設等に入所等していること。

- ・ 児童養護施設
- ・ 児童心理治療施設・児童自立支援施設
- ・ 児童自立生活援助事業を営む者
- ・ 小規模住居型児童養育事業を営む者
- ・ 里親

(5) その他

① 進学に対する意欲や目的、進学後の人生設計等の意志と、家庭の状況を確認するため、給付奨学金を希望する者は、400字以内のレポートを提出すること。

② 給付奨学生採用候補者選考委員会（定時制）は、教頭、進路課長、担任、奨学金担当者、給付奨学生採用候補者選考委員会（全日制）は、校長、教頭、保健厚生課長、担任、奨学金担当者で行う。

③ 選考対象となった者の中から、上記(1)－(4)とレポートを総合的に勘案して選考する。

（附則 この推薦基準は、平成29年6月1日から策定する）